

# 総務文教常任委員会記録

平成28年11月9日

【開催日】 平成28年11月9日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前11時15分～午後3時25分

【出席委員】

委員長	河野 朋子	副委員長	中島 好人
委員	大井 淳一朗	委員	岡山 明
委員	河崎 平男	委員	笹木 慶之

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	尾山 信義	副議長	三浦 英統
傍聴議員	下瀬 俊夫	傍聴議員	長谷川 知司
傍聴議員	山田 伸幸		

【執行部出席者】

教育長	江澤 正思	教育部長	尾山 邦彦
学校教育課長	笹村 正三	学校教育課主幹	下瀬 昌巳
学校教育課課長 補佐	井上 岳宏	学校教育課主査	古屋 憲太郎
学校教育課学務 係主任主事	渋谷 桂介		
総合政策部長	川地 諭	公営競技事務所長	上田 泰正
公営競技事務所 主任	中村 潤之介		
教育総務課長	古谷 昌章	教育総務課主査	森重 豊浩
教育総務課学校 施設係長	池田 哲也		
社会教育課長	和西 禎行	社会教育課課長補 佐兼青少年係長	臼井 謙治
こども福祉課長	川崎 浩美		

【事務局出席者】

事務局長	中 村 聡	主査兼議事係長	田 尾 忠 久
------	-------	---------	---------

【審査内容】

- 1 議案第91号 学校給食センター整備事業(建築主体・付帯工事)請負契約の締結について(学教)
- 2 議案第92号 学校給食センター整備事業(電気設備工事)請負契約の締結について(学教)
- 3 議案第93号 学校給食センター整備事業(給排水衛生ガス設備工事)請負契約の締結について(学教)
- 4 議案第94号 学校給食センター整備事業(空気調和設備工事)請負契約の締結について(学教)
- 5 議案第95号 物品(山陽小野田市学校給食センター厨房機器(A工区))の購入について(学教)
- 6 議案第96号 物品(山陽小野田市学校給食センター厨房機器(B工区))の購入について(学教)
- 7 議案第97号 物品(山陽小野田市学校給食センター厨房機器(C工区))の購入について(学教)
- 8 議案第98号 物品(山陽小野田市学校給食センター厨房機器(D工区))の購入について(学教)

9 議案第99号 平成28年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2回)について(公営)

10 議案第100号 山陽小野田市小型自動車競走実施条例の一部を改正する条例の制定について(公営)

11 所管事務調査

- (1) 埴生地区公共施設建設委員会の報告事項について
- (2) 学校給食センター整備事業に係る議会から指摘された八つの項目の取組状況について

---

午前11時15分開会

---

河野朋子委員長 ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。審査内容1番の議案第91号から8番の98号まで教育委員会関係の議案を審査いたしますが、この件につきましては9月議会で一応提案された時点で委員会も開きまして、委員会は一応議論を、そのときはいたしましたので、質疑等なかなか同じことを繰り返すというのも何なので、説明につきましては、改めて説明をいただきたいと思いますが、質疑に関しましては9月の委員会の記録も公開しておりますので、それを踏まえて、新たな質疑ということで、委員としてはそのような心持ちで臨んでおりますので、執行部におかれましては今日説明いただいた後、新たに生じた質問について答えていただくようになると思いますので、その辺御了承いただいてよろしいでしょうか。繰り返しはちょっと避けたいと思いますので、説明につきましては、よろしく願います。それでは議案第91号から94号までをまとめて提案ということでよろしいでしょうか。そういった形に前回もしていただきましたが、そのようによろしく願います。それでは説明をお願いします。

江澤教育長 初めに前回9月議会で皆様方の御理解によりまして、この給食センターの諸議案について進めてまいりましたが、そのときに御説明しました予定、どう

いうふうの内定の予測、そして、その後どういうふうにしていくのかということをお説明しました。おかげさまで持ちまして、一応予定どおり内定をいただきましたので、改めてここでこれを議題として御審議いただければと思います。よろしくお願いいたします。

河野朋子委員長 それではよろしくお願いいたします。

井上学校教育課課長補佐 おはようございます。それでは、議案第91号から94号までにつきまして、一括で説明させていただきます。議案第91号から94号までは、学校給食センター整備事業工事請負契約の締結についてでございます。本市の給食施設の衛生面と老朽化の課題解決のため、衛生面に優れたドライ方式の学校給食センターの建設工事に着手しようとするものでございます。去る8月10日に指名競争入札を行いましたところ、議案第91号にございますとおり、建築主体・付帯工事につきましては、8億6,940万円で、嶋田工業・かわさき共同企業体が、議案第92号にございますとおり、電気設備工事につきましては、2億304万円で中電工・太陽産業共同企業体が、議案第93号にございますとおり、給排水衛生ガス設備工事につきましては、1億6,146万円で太陽産業・富士産業特定建設工事共同企業体が、議案第94号にございますとおり、空気調和設備工事につきましては、2億1,222万円で太陽産業・富士産業特定建設工事共同企業体がそれぞれ落札いたしました。各工事につきまして、落札業者と工事請負の本契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。なお、これらにつきましては、議決後、仮契約書に記載しております平成30年1月末までの工期で一旦本契約を締結し、その後、当初のとおり、約16か月の工期を確保するため、工期を平成30年3月中旬までとする変更契約を締結する予定でございます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

河野朋子委員長 説明が終わりましたので、91号から質疑を受けます。

大井淳一郎委員 今回補助金が出たということで、工期も延期を、それに応じてずらしであるということなのですが、当初は建築主体に限らず、ほかもそうなのですが、特に建築主体なんかは、当初の予定を見込んで従業員とかを回す、いろいろ段取りをしていたと思うんですよね。この延期によって新たな費用が発生するのではないかというのが、撤回されたときの委員会でも、そういう話があったと思うんですが、この点についてはどうなったんでしょうか。

井上学校教育課課長補佐 落札業者1社ずつ確認しましたところ、それに伴う費用の増額はないと聞いております。

笹木慶之委員 文科省の補助金なのですが、これは交付金じゃなくて補助金ですよ。（「交付金」と呼ぶ者あり）交付金ですか。予算は補助金だけど交付金。これによって違いますからね。要は建物のほうで先ほど対象物件が出てきましたよね。これに変更が生じた場合に増額があるのかないのかを聞きたいわけです。交付金でしたら打ち切りですから、ないと思うんですが、その点いかがですか。

尾山教育部長 工事費に増額があった場合は、増額分に係る交付金は出ない仕組みになっています。国は減った場合は精算するんですが、増額については対応してございません。そういうふうな仕組みになっています。

中島好人副委員長 撤回時の予測額と多分これぐらい入るだろうと、こういう形の中の予測額は、大体見込みは同じぐらいだったんでしょうか。

河野朋子委員長 交付金ですね。

井上学校教育課課長補佐 補助額については見込みと同じなのですが、1%の事務費が付くというのを失念しておりましたので、その分が上乘せになっております。実際には少し増えています。

中島好人副委員長 2回に分けてですけれども、次の1億9,000万ですかね、2年度というか。その辺での確約というのは具体的にはどういう状況なんでしょうか。

井上学校教育課課長補佐 現時点では29年度分について、それを出すという確約はいただいておりません。

中島好人副委員長 いろいろ大きい事業、8億何がしですけれども、地元企業ということで、ここら辺における従業員とか仕事の従事する人々というか、労働者というか、その辺のところの拡大とか、これにおける言わば経済的な波及効果ですね。その辺のところの辺ではどういうふうに考えておられますかね。

井上学校教育課課長補佐 入札といいますか、工事を発注する段階で仕様書、山口県の共通仕様書等を付けるんですけれども、その中には当然県内統一ですので、県内産の資材、それから業者とか優先して使用することというところまでは書いてありますが、それはあくまでも遵守事項でございまして、使わなければならないことにはなっておりませんが、こちらとすればできるだけ地元、市内業者を使ってくださいというお願いはしてまいりたいと思います。

中島好人副委員長 以前大手の、市民病院建設の際にプロポーザルで地元を使うということで、使いませんでした。そのことによって違約金を払うようになりましたけれども、それは大きい事業であったんですけれども、ここにおいてもそういう縛りというか、そういう辺では別にあるか、ないかではどうなんでしょう。

井上学校教育課課長補佐 通常の指名競争入札式でやっておりますので、そういう地元を使うとかいう条件は付けておりません。

大井淳一郎委員 仮契約を既に結んでいる関係で、どうしてもこのような延伸の変更ということになるんですが、工期の延伸の変更契約というのは大体いつぐらいに締結する予定なんでしょうか。

井上学校教育課課長補佐 金額が大きいもので、まず契約については契約保証というものを事前にとっていただく必要がございますので、そういうところもありますが、できるだけ速やかに変更契約のほうは締結していきたいと考えております。

河崎平男委員 学校給食センター整備事業については大変大きな事業であります、この辺の環境アセスとの関わりというのはどうなっているんですか。

井上学校教育課課長補佐 環境影響評価はしてないと思います。ただ、関係する、例えば水質汚濁防止法に基づく届け。それから土壌汚染対策防止法に対する届けは既に済ませております。

尾山教育部長 ここは大塚工業団地の一角で、この工業団地の開発時点で騒音基準であるとか、水質汚濁基準であるとか、ここまでは許されるという工業地域ならではの規制というのが掛かっていまして、この規制は給食センターはクリアしておりますので、その辺は大丈夫です。法的にはクリアしております。

岡山明委員 ちょっと先ほど、本会議でもこの交付金が1億9,189万2,000円と。そういう話をされて、来年度その確約は。今年は1億円とれたけど、来年確約がとれていないという話になるとその形として、じゃあまた今年と同じ様な形になるんですか。こういう形じゃないですけど、一応議案は出すと。でもとれません、とれる可能性が出てきたという状況になると、また同じような議会、またこういう形でやるのかどうかと。そういう形じゃなくて、もう完璧に形が見られると。あと9,200万は頂けるような形が先ほどは皆確約がとれんという話でしたけど、そうすると非常に・・・

河野朋子委員長 岡山委員、今回はこの契約の議案を1回こうしますと、もうこういったことは生じませんし、その財源の内訳については確約はとれないとは言われましたけど、その時点でまた財源の内訳はどうにでもなるわけで、この契約自体は今回限りですのでこういった形を撤回とかいうことはもうありませんので、その辺



は。

岡山明委員 そうすると、来年は形としてはこのままという形で、あと金額のところだけですかね。

河野朋子委員長 後の内訳は変わりますが、それはまた今回と少し形が変わります。その辺。

大井淳一郎委員 水質汚濁等はクリアされているということなんですが、市民病院でもありましたように古洞があるかなと思うんですが、その辺の地質調査あるいはそういったくい打ち等の処置に関する費用というのはもう考えられているのでしょうか。その辺はどうなっておりますか。

井上学校教育課課長補佐 設計の段階で地質調査をもう行っておりまして、ここには古洞がないということでくいの長さ等も計上しておりますので、地質調査以外の実際にくいを打っている段階で出るとちょっとそれはまた不測の事態なんですけれども、一応事前にその辺の調査というのは終えております。

河野朋子委員長 ほかに(「なし」と呼ぶ者あり)なければ質疑を打ち切りまして、本議案について討論を受けます。討論があれば。

中島好人副委員長 議案提案では施設の衛生面と老朽化と。こういうことでしたけども、やはり学校給食というのは教育面というか、非常に大きな役割を果たしますし、その辺のところについては私は大きな後退だというふうに思います。それと多くの市民の人々は今自校方式、せめて2センターの建設をということを要望されてきた請願もありましたし、そういう意味ではそういった要望に応えられていないということや、また災害時における給食センターの果たす役割、そして今の水の低いところですね。そういう水につかるような場所の設置についても問題があるという点においてこの学校給食1センター化については私は反対といたします。

河野朋子委員長 ほかに討論がありますか(「なし」と呼ぶ者あり)なければ採決をいたします。議案第91号に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 賛成多数で本議案は可決すべきものと決しました。続きまして、92号に移ります。92号について質疑を受けます。よろしいですか(「なし」と呼ぶ者あり)はい、なければ質疑を打ち切り、討論はありますか。

中島好人副委員長 この後の議案も関連しますので、一応そういう理由においてほかの議案についても私は反対というふうにいたしますのでよろしくお願いします。

河野朋子委員長 はい、それでは討論を打ち切り、採決をいたします。92号に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 賛成多数で本議案は可決すべきものと決しました。続きまして、93号について質疑はよろしいですか(「なし」と呼ぶ者あり)はい、それでは討論はよろしいですか(「なし」と呼ぶ者あり)同じということによろしいですね。では、採決をいたします。議案第93号について賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 賛成多数で本議案も可決すべきものと決します。では、94号について質疑はよろしいですか(「なし」と呼ぶ者あり)はい、では討論も同じということによろしいですかね。では、94号について採決をいたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 賛成多数で本議案も可決すべきものと決しました。続きまして、95号から98号まで、まとめて説明をお願いいたします。

井上学校教育課課長補佐 議案第95号から98号までにつきましても、一括で説明させていただきます。議案第95号から98号までは、物品の購入でございます。学校給食センターの建設工事に厨房機器業者の協力が必要なため、建設工事の着工に併せて厨房機器の物品購入契約を締結するものであり、事業規模を勘案し、厨房機器を種類別にAからDまでの4工区に分けて購入いたします。それぞれの工区での厨房機器の一覧と配置図を議案に添付しておりますが、このうち配置図につきましては、小さくて見づらいので、本日お配りしておりますカラー刷りのA3版のほうで御説明をさせていただきます。A工区は赤色の部分で、調理器具の洗浄消毒保管機や冷蔵庫などの大型電化製品です。B工区は緑色の部分で、食器やコンテナの洗浄乾燥消毒システムでございます。C工区は青色の部分で、シンクや作業台などの板金製品でございます。そして、D工区は黄色の部分で、回転釜や炊飯機などの調理機器になります。これらにつきまして、去る8月2日に指名競争入札を行いましたところ、A工区につきましては、議案第95号にございますとおり、1億260万円をもって株式会社中電工が、B工区につきましては、議案第96号にございますとおり、2億6,443万8,000円をもって富士産業株式会社が、C工区につきましては、議案第97号にございますとおり、4,422万6,000円をもってエネックス株式会社が、D工区につきましては、議案第98号にございますとおり、1億4,785万2,000円をもって富士産業株式会社が落札いたしました。それぞれの工区について、落札業者と物品購入の本契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。なお、これらは平成30年3月下旬までの納品を予定しております。以上、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

河野朋子委員長 それでは順を追って質疑を受けます。議案第95号について質疑があればお願いいたします。

大井淳一郎委員 これについては先ほどの建築主体工事等と違って工期延伸の変更とかいうものではなくて、これを仮に議決された場合が本契約でそれをもって特に変更しないということよろしいですね。確認です。

井上学校教育課課長補佐 大井委員がおっしゃられるとおり、工期はそのままということで、仮契約どおり本契約を締結ということとしております。

大井淳一郎委員 これも先ほど質問したことなんですけれども、特に予定通りということですので、今回撤回等で財源の事情で撤回がありましたけれども、これによって費用等の変更はないということよろしいですね。

井上学校教育課課長補佐 4業者それぞれに確認しましたところ、この契約、本契約の延伸に伴う費用の増額というのはないと聞いております。

河野朋子委員長 ほかに質疑はありますか。よろしいですか。(「なし」と呼ぶ者あり)今いただいた資料ですけど、工期がこれは訂正されるんですよ、今後は。

井上学校教育課課長補佐 パンフレットのほうに入っているやつでございますね。これはパンフレットがこの3月といいますか、実施設計を作ったときに作成した、参考となるべき資料でございます、実を申しますと私どものほうもPDFのデータしかいただいておりませんので、ちょっとこれについてはこれを作成しました設計業者さんのほうにちょっと尋ねて、もし版元が変えられてデータが頂けるものであればですね、今後お配りするものについては変えていこうと思います。

河野朋子委員長 はい分かりました。ほかに。質疑はよろしいですか。(「なし」と呼ぶ者あり) それでは議案第95号について討論があれば。

中島好人副委員長 この議案については四つの区分に分けて分割発注して業者の受注の機会を多く持ったことはですね、評価できますし、この議案うんぬんというよりも学校給食センター建設に関わってのことなので、そういう理由において私は反対というふうにいたします。

河野朋子委員長 ほかに討論は。「なし」と呼ぶ者あり)では採決をいたします。第95号について賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 賛成多数ということで、本議案は可決すべきものと決しました。96号について質疑を受けます。よろしいですか。「なし」と呼ぶ者あり)じゃあ討論は同じということでいいですね。それでは採決をいたします。96号に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 賛成多数ということで、本議案は可決すべきものと決しました。97号について質疑はよろしいですか。「なし」と呼ぶ者あり)討論もなしということで、97号に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 賛成多数で本議案は可決すべきものと決しました。では98号について質疑は。

岡山明委員 ちょっと確認の意味で話していただきたい。このD工区というのはカッター関係、切りものですね。切りものということで最近給食とかいろいろあるんですけど、刃が折れて食品の中に入ると、それと同時にそういう大型カッターということ

で、調理師の方々の安全面と、その辺考慮されているかどうかその辺ちょっとお聞きしたいんですが。

井上学校教育課課長補佐 新しい機器をいろいろこの中に、調理機器を入れますので、当然事前の講習等はしてですね、安全管理にはきちんと努めてまいりたいと思います。それから先ほど刃が折れたりとかそういうもの、異物混入とかについてもできるだけそれが起こらないような例えば固定のナットが最初から付いていないような器具とかを選定してそういう事故がないようなことも工夫して、今器具選定をしておりますので、その辺についてはしっかり供用開始後やっていきたいと思っております。

河野朋子委員長 本会議のときでもちょっとあったんですけど、現場の調理員さんとかそういった方の声をきちんと反映させたそういう物品になってるのかというような声があったんですけど、その辺の確認ですけど、どうですか。

井上学校教育課課長補佐 本会議場で部長も申しましたとおり、機器の選定段階に当たっては今の給食調理員さん、学校の栄養教諭さんのお話も当然入っていただいていますし、昨年度先進地に幾つか研修に行きましたけど、そこでの話、実際に使ってみてどうかということ参考に機器も、逆にいうと当初の選定からこっちに変えたとかっていう例も幾つかはあると聞いておりますので、その辺りにつきましては反映されていると考えております。

大井淳一郎委員 当然されるとは思いますが、実際に搬入後テストの段階で動かしてみて生じる問題というか、対応策については当然その際に調理員の意見を反映していくということでよろしいでしょうか。

井上学校教育課課長補佐 その辺につきましてはちゃんとケアしてまいりたいと思います。一応供用開始後1年間、メーカーのほうに保証期間といいますか、きちんと調整をしてもらうということに今なっておる、最初からそういう条件で物品購入もしておりますので、その辺り、今後長く使えるように、安全に使えるように対処し

ていきたいと思います。

河野朋子委員長 当初のリハーサルの計画は、今回いろいろ工事も延びましたけれども、計画通り、予定通りこの夏休みに行われるということで確認ですけど、よろしいですね。

井上学校教育課課長補佐 30年の夏休みにリハーサルできるように調整して、きちんと工事を終わらせていきたいと思います。

大井淳一郎委員 調理器具、特にそうなんです、当然ずっともつわけではなくて、磨耗していくということで、取替えが定期的に必要なんです、その辺の管理というか、物品のその辺のメンテナンスの工程とか、そういったものはちゃんと設定するということがよろしいでしょうか。

井上学校教育課課長補佐 今後の費用のこととか、それから維持管理契約とかについては一応シミュレーションの中に入れて検討しております。また財源の問題といったところはございますけども、それも含めてですね、長くこれからずっと使えるように順次適切に更新できるようにやっていきたいと考えております。

河野朋子委員長 ほかに質疑はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ質疑を打ち切ります。討論もよろしいですかね。では議案第98号について採決いたします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 賛成多数で本議案は可決すべきものと決しました。以上で議案についての審査を終わりました、少し時間が…どうでしょうか、中途半端ですかね。所管事務調査に入ろうと思いましたが、ちょっと時間が足りないようなので、午後に回させていただいてよろしいですかね。オートの審査が終わった後に給食センターの例の8項目の件と埴生の建設委員会の件は、その後に回させて

いただきます。とりあえず午前中の審査を終わって、委員会を一時休憩いたします。お疲れさまでした。

---

午前11時49分休憩

---

---

午後1時再開

---

河野朋子委員長 それでは議案第99号小型自動車競走事業特別会計補正予算ですね、その件について、執行部の説明をお願いいたします。

上田公営競技事務所長 お疲れさまです。それでは平成28年度小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2回)について説明いたします。まず、今回の補正は、新たな方式による勝車投票券の発売として、4重勝単勝式の発売を行うことになり、その発売額の増加による収入及び関連経費の支出についての補正であり、歳入歳出とも3億4,816万円を増額し、予算総額を97億8,265万2,000円とするものです。今の内容については、補正予算の議案書の1ページに書いてございます。それでは、補正の内容についてですが、予算書の5ページ、6ページをお開きください。補正の内容としては、まず歳入では、1款競走事業収入1項事業収入2目勝車投票券発売収入1節勝車投票券発売収入3億4,816万円を増額します。それに対して、その下の欄、歳出では、まず1款競走事業費2項事業費1目事業費13節委託料で、事業者を支払する新重勝式の発売業務委託料4,178万円、19節負担金、補助及び交付金で、小型自動車競走法に基づくJKA交付金295万4,000円、開催場負担金239万3,000円、全国小型自動車競走施行者協議会に対する特別拠出金3,307万6,000円になります。そして3目で、勝車投票券払戻金22節補償、補填及び賠償金の勝車投票券払戻金2億4,371万2,000円としております。そして3款予備費1目予備費で、2,424万5,000円をそれぞれ増額しております。それでは、この新しい事業になりますが、B4の横の資料で説明いたします。まず1ページの資料ですが、これについては、毎回委員会の中で示している形の収支の表ですが、一番上の開催に係る収支の枠、その下の枠、開催以外に係る収支につい



て、これは当初予算のとおりですが、今回、新事業として、その下の枠として、重勝式に係る収支を設けています。予算書で先ほど説明いたしましたとおり、⑩で歳入の勝車投票券発売収入3億4,816万円に対して、それに係る歳出として、⑪で勝車投票券払戻金2億4,371万2,000円、JKA交付金295万4,000円、発売業務委託料4,178万円、開催場負担金239万3,000円、特別抛出金3,307万6,000円の支出があり、それに伴う収益が、予算として、先ほどは予備費のところでは言いましたが、2,424万5,000円となっております。次に、商品概要について説明します。今度は横になりますが、2ページのほうになります。左のほうに競走車の写真が出ておりますが、まず本会議でも申しましたが、後半4レース、第9、10、11、12レースの1着車番を当てる賭け式であります。コンピュータによるランダムセレクトの発売になりまして、そうした運用に伴って、専門的な知識は必要なく、初心者でも購入できるということで、これはあくまでもネットによる投票のみで購入する商品であります。この商品には、複数の商品があり、この表では、右からになりますが、1口500円、1口3,500円、1口3万5,000円があり、それぞれ1口当たり払戻金配当額が、500円が約143万円、3,500円が約1,000万円、3万5,000円が約1億円となります。下のポイントにも書いていますが、対象レースは後半4レースというのは、先ほど言いましたが、4,096通りを1ユニット、この4,096というのは、9レース、10レース、11、12それぞれ8車で走りますので、8掛ける8掛ける8掛ける8、8の4乗で、4,096通りとなります。これを1ユニットとして発売いたします。そしてこの4,096票分の申込みが完了しない限り発売されませんが、ユニットが成立して、発売されれば必ず払戻しが発生することになります。また、山陽場の開催だけでなく、全場の開催のレースが基本的に対象となります。山陽オートが管理施行となりまして、実際の発売関係は、日写が運用することになります。次に3ページの発売方法について説明いたします。まず会員登録をしていただくこととなります。会員登録をいただいたお客様に、①として車券購入のチャージをしていただきます。チャージとは、お客様の銀行口座等から、この重勝式の口座に金額を移すこととなります。そして、その購入資金としてチャージされた資金を基に、車券を購入する流れが、下の②の矢印の表記になります。サイト内の案内により、チャージした資金を基に500円などの商品の購入予約。例えば1口500円、2口1,00

0円など予約して、締切りまでに4,096口達成し、ユニットが成立しましたら、車券の購入となりまして、お客様それぞれに組番号が自動的に割り当てられます。例えば、8、7、6、5とか、あるいは3、3、3、3などその組番号において、対象レース、先ほど言いました9レースから12レースが確定して、その組番号が的中すれば、そのお客様に払戻しが行われる仕組みとなっております。以上が新重勝式の概要ですが、あとこの重勝式の事業の目的、経緯について説明しますと、この重勝式は、本市が包括的民間委託契約をしている日本写真判定の提案による新しい取組になるんですが、法に基づき、4重勝単勝式の施策として、更に売上げ向上を目指そうとするものであります。この新重勝式については、本会議でも申しましたが、山陽場や日写だけの収益向上ではなく、各場、全場含めた業界全体を活性化して収益向上を図る取組であり、オートレース事業を更に推進していく事業の一環でございます。これまでの経緯については、長期間にわたる各施行場への説明や調整に加え、JKAそれから全国小型自動車競走施行者協議会、経済産業省車両室含めた業界内で協議を続け、その中でこの重勝式の運用方法、システム環境、事業性について調整を図ってきました。そうした度重なる調整を続け、開催執務委員長会議等業界の協議を経て、このたび議会に関連議案を上程してきたところでございます。今後の予定として、関連議案の議決が行われた場合、その後、他場、伊勢崎市、川口市、浜松市、飯塚市それぞれ各市のいろいろ対応がございまして、議会関係等への説明対応等を経て、そうしたところを確認して、しかるべき時期から運用開始を目指すこととしております。以上です。

河野朋子委員長 説明が終わりましたので、委員からの質疑を受けます。

中島好人副委員長 具体的な審議に入る前にということで、副委員長でありながら最初に手を挙げました。それはなぜかと言うと、本会議でもあったように正副委員長、一緒に聞いたわけではないですけども、今の概要については説明を副委員長の方の立場として受けていたわけですけども、この件については7日までは伏せてほしいという状況でしたので、それを真に受けて7日まで同じ会派であっても言わずにいたんですけども、本会議場で話があったようにですね、このことは

公にどんどん一方では進められてきていて、議員には口止めすると。本来一番チェック機能っていうかね、そういう行政運営に対して議会が果たす役割は、やっぱりチェック機能を進めていくという重要な仕事があるわけですけども、その仕事を割いてきたわけですから、その辺のところの責任の問題ですよ。それが見たらですね、もうすぐ当たるんです始動、夢叶うダブルチャンスキャンペーンということでネット上に出ているし、1億円ゲットできるというギャンブルが11月から開始されるとネットを中心に話題になっているとかですね、あとですね、11月中旬に発表があるといううわさ、興味がある方はオートレースのウェブサイトをチェックしましょうとか、本会議でもあったように、フィギュアスケート中継でちらちら、4,096分の1当たるんです1億円というのはこれって何と、こういう話でですね、一方ではそういうふうな状況になっているっていうこと自体に対してね、どのように考えているのかその辺についてお尋ねしたいというふうに思います。

上田公営競技事務所長 先ほど副委員長のほうからお話があった部分なんですが、今フィギュアで出ている看板、それからそれに伴うランディングページと言いますか、それを検索したら出てくるページについては、日本写真判定のほうでオートレースとかそういう言葉を出さずにある程度そういった部分の先行のプロモーションというか、そういうのをしたいという部分があって、これについては一応各施行場にも説明しております。ただ、それに伴って本会議場でも川地部長が言いましたけど、報道のほう、一部の新聞社による報道によって出た部分の内容、これについては私たち山陽小野田市にとっても、それは非常に遺憾に思っております。これについては業界含めてその辺は問題視しております。そこで流れているいろんな報道によって、そうした日写が準備しているそういった分のプロモーションよりもそういった流れている報道のほうに余計出ているといった状況になっております。ただうちの市といたしましてはやはり先日行われた7日の開催執務委員長会議でこの重勝式についての最終決定、いろんな部分の協議をしております。そうしたところを経て、議会に対しても尊重し、議案のほうについてもその会議が終わった後、議案を送付して、今日の9日の臨時会に議案を上程するっていう筋を市としましてはそのように進めてまいりましたので、そういった対応を通してきたというところがございますので、そうしたところは御理解いた

できればと思っております。

中島好人副委員長 業界との関係でね、この辺が公になってしまうと、こういう事業そのものが中止になってしまうという危険性があるんじゃないかと、こういう形の中でちょっと待ってくれと、こう伏せちよってほしいという、しかし業界のほうは業界のほうでどんどん進めて、だから何が伏せていかなきゃならない問題なのか、何が公にしてもいいのか分からなくなってしまうわけですね。その辺について何だったのかと。今後そういうものがあつたらね、どんだん僕らとしては得た情報をできるだけ早く正確に市民に伝えて検討していくという重大な仕事があるわけです。それを止めちよるわけでしょ。そのことについてどう思うんか。それは業者これから事業失敗するということになったら大変だと、こう思ったからでしょ。僕としてはこれ収集するためには早く知らさんといけんというのもあつたりもするわけでしょ。その辺の業者間、写真判定ならその業者間ときちんと連絡がいつているのかどうかという点ではどうなんですか。向こうのほうから伏せちよってほしい、あくまでもこちらのオートレース場の配慮からそうなのか、業者間で話し合った結果、そういうふうな伏せちよってほしいというふうな中身なのか、その辺はちゃんと業者とすり合わせをされたのかどうか。

上田公営競技事務所長 先ほど申しましたとおり、いわゆるフィギュアスケートの看板、それからランディングページのほうについては各場合めて理解しておるところでございますが、それに先立っていろいろ詳しい内容がまだ出ている部分があります。ただ日本写真判定とそれから業界それは車両室、全動協、それから各場合めてですが、そうした部分での情報共有というのはちゃんとすり合わせはできております。これをやった上での今回の議会というふうには持ってきております。ところが、一方でそういったところが、どこから漏れたかというのはちょっとなかなか不明な部分がありますが、業界の協議の中でそうは言っても山陽小野田市の立場として日写の立場として遺憾に思っていると。責任の上でおわびはしておりますが、そうした部分の問題意識というのはかなり協議もしております。必ずそういうことがないように、先ほど本会議場でもありましたが、11月の発売開始だとかそういうふうな報道が出ている部分もありますが、少なくとも11月開始というの

はないこととなっております、先ほど言いましたとおり、この11月、今日の9日の議案上程それで14日に議決されますが、議決された場合はその後各市の、各場の売上げも対象とすることから、それぞれ議会対応がございます。いろいろそういった調整がありますので、それを行った上でちゃんと運用開始ができるような措置をしていこうとして考えておりますので、市としてはそういった筋といえますか、プロセスは守っていく所存であります。

中島好人副委員長 結果漏れてよかったんだ、というふうに判断をします。

河野朋子委員長 かみ合ってなかったんですけどね。答弁ありますか。

川地総合政策部長 この新重勝式につきましては、山陽オートレース場の単体事業ではございません。あくまでも業界でちゃんと議論されて、初め業界の同意を得て、また国の同意を得てやる事業でございます。どうしても包括民間委託業者がシステムの改修ですとか、登録ですとかいうのを急ぎすぎたということもございまして、この業者間としてもいろいろ私どももいろんな調整はやってきたつもりですけども、あくまでも日写として向こうの責任でやってしまったということも見受けられます。この辺についても私ももうちょっと慎重にできなかったのかなという反省点はございますけども、ただあくまでも業界としてやる以上は業界の決定がないと、事前にやはりなかなか公表はできかねませんので、その辺りについては何とぞ御理解のほどお願いしたいというふうに考えております。

大井淳一郎委員 予算の関連で見ていきたいんですけども、補正予算でこのたび売上げ、この4重勝単勝式を導入することによって、発売収入とか増えていくんですけど、これは具体的に何月ぐらいの開催からを見込んで出しているのか。それはいかがですか、11月はないということなんですが。

上田公営競技事務所長 先ほど言いましたとおり運用開始については各市の議会対応があるということで、予定にしておりますが、この補正予算の分については売上げの分については約4か月間程度で売上げを想定しております。

河野朋子委員長 ちょっと待ってくださいね。さっき副委員長の件がちょっとそのままになってしまって、今その関連かと思って済みません。結局本会議の場であったのが、議員にそういったきちんとまだ明らかにしないようにと言った説明があったにも関わらず一方ではああいった民間委託業者のそういった戦略としてされたのかもしれませんが、それはおかしいんじゃないかという指摘を今副委員長がされたんですけれども、結局執行部として対応されたことには筋を通して間違いなかったんですけど、今の要約しますと、委託業者が少し先走ってそうやってしまったことに対しては、その市としてはどういうふうに考えているのかというところがもうちょっと聞きたかったわけですけど、今、川地部長が言われたところによればその辺りを少し反省しているというような今受け止めましたけどそれでよろしいんですかね。ちょっと所長の答弁からはなかなかその辺がくみ取れませんでした。重ねて聞いたところそれでよろしいですか。今回の対応はもちろんそういった筋は通されたことはもちろん理解できますけれども、そうやって表に出たところでもかにも議会に対する対応とそういった出てきたものがおかしいんじゃないかという指摘を本会議であったことに対して明確な答弁をいただかないと、また報告もしないといけませんので、そこを確認したかったんです。それでよろしいですかね。確認です。

川地総合政策部長 私が先ほど答弁したとおり、執行部としては、いろいろ調整は進めてきましたけども、ただ足りないところがあったということで、その点は真摯に反省をさせていただいております。こういったなかなか市単独でやれば皆様方にいろいろな情報というのはまたある範囲内でお渡しできることもあろうかと思いますが、どうしても、申し訳ございません、今回の場合は業界というものがございましたので、その辺についてできる限り私どももいろいろとその辺の周知徹底というのは努めてまいったとは思っておりますけど、このような結果になってしまったということでは申し訳ございません。

大井淳一郎委員 その話なんですけど、結局幸いこの情報が事前にスポーツ新聞等にスッパ抜かれたことが、今後事業を進めていく上で、事業が延期とか廃止とか

そういうふうにならなかったからよかったものの、やはりこういうことが今後起きると、経済産業省がはぶてる、はぶてるっちゅうか駄目とかいうことになりかねませんので、今回なぜこういう情報が漏れたのかという原因追求と予防策というか、予防線張るということをしっかりやっていただきたいんですが、その辺りいかがでしょう。

上田公営競技事務所長 先ほどもちょっと言いましたが、やはり業界内でもいろいろ協議するとき、こういった特にあるその新聞社からの報道という部分についての指摘というのはかなりございました。車両室からも厳しい指摘、それから各場からもどうしてこういう情報が流れたのかと、やはり業界内の協議としてもやっぱり慎重に行ってきたわけで、いろんなシステムの部分についてもやはりまた外には出て行けない、決定ではないので意思形成は図ってきた段階なので、その辺については今後も特にこれについては慎重に、慎重といいますか真摯に業界内で図っていきたいというふうに考えております。

河野朋子委員長 その件についてちょっともういいですかね。先ほどの予算のどこ済みません。もう1回戻りたいと思います。

大井淳一郎委員 それで4か月分ということなんですけれども、というと12月からということなんです、今、議会对応と先ほどおっしゃったけれども、議会对応ということはそれぞれの議会で補正予算を12月議会でやることからすれば、12月からの開催は難しいのではないかと思うんですが、その辺はいかがですか。12月からできるんですか。

上田公営競技事務所長 その辺りは各市の議会对応を確認しております。あくまでも基本補正予算、共同開催という形を取りまして、JKA交付金を納めるとか開催場負担金をするとかいう部分は基本的にこの補正をしたり、条例改正をするのは、うちの山陽小野田市だけになります。伊勢崎の重勝式ありますが、そのときもそういうふうな補正でありまして、もちろん歳入はありますけど、その辺の対応については各市と今調整を図っております。

河野朋子委員長 ほかに質問、質疑はないですか。

笹木慶之委員 予算そのものについてお尋ねをします。まず1点は今の関連のことで、重勝式によって実質的には予備費が2,424万5,000円増えてますからそれだけ収益が増えるということなんですよ。ということで結果的に単年度の黒字として3,875万6,000円、単年度収支の収益はこの分についてはそうなるわけですよ。一応まあそれは確認でいいんです。それで一つ聞きたいのは特別拠出金、全国小型自動車競走施行者協議会の特別拠出金、これは目的根拠は何でしょうか。

上田公営競技事務所長 この特別拠出金というのは全国小型自動車施行者協議会、いわゆる全動協といわれるところに納めるものではございますが、この重勝式に関しては、先ほど言いました伊勢崎の重勝式もございまして、いわゆるこの特別拠出金本来で言いましたら、この山陽場の開催だけでなく、他場の開催も対象としております。特別拠出金で全動協に一旦納めることによりまして、そこから各場にいろんな配分をしたり、あるいはいろいろ全場で行う、例えば電話投票の豊洲にありますセンターの改修費とかそういう部分を共有部分で負担する部分の原資にしたりとか、そういう部分にするものであります。なぜこういうふうになっているかといいますと、いわゆる売上げに伴う料率で定めておりますが、特にこのユニットの成立の性質上、やはり500円、3,500円、3万5,000円ありますが、いわゆる伊勢崎の重勝式とは違って、いわゆるどこのレース場で売上げが確定するかという部分が、非常に公平さが保たれないというところがあるので、時によっては山陽場で成立しなくて、大きな払戻金が例えば川口とか伊勢崎で発生する場合がありますので、そういうことが起きないように一旦全動協に納めることによって、後は均てん化を図ることでいろいろ配分していこうということになっております。もちろん山陽場に入る収益分については、そういった開催場とか全動協を除いた率でうちが入ってくるようになりますので、その収益分が先ほど言いました2,424万5,000円という部分の予算になっております。



笹木慶之委員 それじゃちょっと皆さん分からないと思うのですが、特別拠出金は山陽場だけが納めるんでしょ。

上田公営競技事務所長 これは、山陽場の開催の場合も山陽場以外の・・・(発言する者あり)そうです。いわゆるこの重勝式に関する売上全部を管理していくことになりますので、それに伴ってうちのほうで納めるようになります。

笹木慶之委員 だから私が今尋ねたんですがね、それは先ほどの説明によると、一定のルールに従って還元していくという形が整っておるということですね。その還元される金額が先ほど言いました2,424万5,000円を想定しておるということなんですね。だから、いわゆる管理施行者がそれだけの優位性を持って収益確保ができるというように理解していいわけですね。

上田公営競技事務所長 そのようになります。この料率のほうもいろいろ各場との協議によりましてやはりいろいろこの山陽場の事情というのを情報共有をしておりますので、そういうところを踏まえてこの収益の率になっております。

笹木慶之委員 最後にもう一点。となれば、これは4か月分ですから、これの3倍ということになれば年間単純に考えて7,000万円が今後の収益の確保額が想定できるということになるんですが、年間通してやれば。それが、先ほど言いました開催執務委員長会議ですか。ということで山陽場でやるということが全面的に了解されたという結果が今ここに現れているというふうに理解していいんですね。

上田公営競技事務所長 そのようになります。

大井淳一郎委員 今、収入と払戻しを見てみると、例えばこのユニットが全て成立すると売上げも払戻しもこれぐらいじゃ済まないと思うんですよね。2億4,300万円が払戻しとしたら、1ユニット成立すれば1億は絶対に払い戻します。1億の場合はですね。この辺は成立しないことも踏まえた上での予算なのか。そして、もう1点はこのJKAの交付金や発売業務受託者への委託料等がありますけれ

ども、これらはあくまでも払戻しに応じた額で変動されるのかどうか、その辺についてお答えください。

上田公営競技事務所長 この売上げについては、やはりこの商品の性質上それぞれ500円、3,500円、3万5,000円の成立の試算、想定で売上げを策定しております。これはまた今から発売していく部分なので、なかなか正確な予想というのが出ないんですけど、そうかといっても多めの数字は出せない。ある程度これでも厳しめの予定で作っております。今後もし売上げが乗じた場合にはまた例えば3月の補正とか冬に上げる可能性はありますが、今の時点としてはこのような売上げの予想にしております。やはり先ほど言いましたとおり500円、3,500円はそれなりに定期的に成立していくこともありますが、3万5,000円についてはこの4か月でも1回程度の成立というふうに考えておりますので、これが2回とか3回起きるようなことがあれば、またそれともありますけどそうした部分で予算を予定しております。先ほど言いましたJKA交付金につきましては、いわゆる重勝式のそれぞれの想定に伴う計算によりまして、交付金を計算しております。あくまでも売上げの分で計算しております。

大井淳一郎委員 JKA交付金は、ある程度そのように柔軟にできるのですが、発売業務受託者というのは成立するしないに関わらず、発売業務をするわけですから、この辺の委託料はこれが均一なのか、それとも売上げが多くなればそれに応じて委託料も増えていくのかなど。どちらですかねその辺は。

上田公営競技事務所長 これについては、いわゆる事業者に対する委託料ですが、売上げに対する12%ということで決まっております。

河野朋子委員長 ほかに、いいですか。

河崎平男委員 さっきの大井委員の関連でありますけど、勝車投票券発売収入3億4,816万。それに対して勝車投票券払戻金が2億4,371万2,000円ということになっております。普通の開催発売収入やったら総売上げに対して70%掛け

て発売元へ当たりの的中車券で割って払戻金が出ますよね。これはそういうのがなしにユニットということでなかなかその予算が立てづらいと思うのですが、伊勢崎やらはどのようにやっちゃってんですか。普通は的中投票券で割りますよね。これはもうユニットだから全然違う、投票者にとっては違うことですよね。

中村公営競技事務所主任 これまでの説明でもあったかと思うのですが、500円が一口ということで、その4,096が欠車とかがなければ、成立すればそれで車券として今度は発売をするという確定になるんですけど、ということは500円でいくと4,096を掛けたら、暗算でできないので済みません。204万8,000円ということになります。それでこれが成立すれば、必ず一人が当たるということなんですけど、この当たるというのは小型自動車競走法に基づいて払戻率70%をその方にお払いするということなので、この204万8,000円に70%を掛けた143万3,600円という細かい数字になるんですけど、これがお一人の方に必ず成立すれば当たりますよという。なので70%しか想定していません。

河崎平男委員 それやったら理解できました。

河野朋子委員長 結局、今回の補正予算の売上げの根拠というか、そのどれくらいユニットが成立してとかそういった細かい数字を積み上げた結果なんでしょ。これ。それら辺をちょっと教えていただけますか。

上田公営競技事務所長 あくまでもこの新しい事業ということで、今後事業が進んできたらそれなりにまた想定はできるのですが、今回の部分についてはそれぞれ500円、3,500円、それから3万5,000円の成立条項というのは想定しております。それで・・・(発言する者あり)済みませんお待たせしました。これはそれぞれ開催に応じて積み上げしております。一応成立の予想として、例えば500円は30回、3,500円は10回、3万5,000円は1回というふうに、これでもちょっと厳しめ、本当はいろいろ宣伝に努めてやりたいという部分はあるんですけど、やはりこれは予算ですので、そういったところで想定しております。

大井淳一郎委員 確認ですけど、成立しなかったら全て払戻しというわけでキャリアオーバーではないですよ。そこをちょっと確認です。

上田公営競技事務所長 キャリーオーバーではありません。あくまでも4,096口が成立するまで、締切時間で4,096も待つので、例えば今日500円、3,500円が成立するかもしれませんが、3万5,000円についてはやはり何日間かこの4,096口が成立するまでちょっと日にちが掛かることはありますけど、そういうふうな売り方になっております。

河野朋子委員長 その辺の設定は。何か質問がありますか。

河崎平男委員 先ほどの回答の中で、ちょっとよく分からなかったのですが、全然当たりがなければ戻さないんですかもう。

上田公営競技事務所長 当たりがなければというか、4,096成立すれば必ず当たりがあるので・・・(発言する者あり)今日成立しなければ、例えば今日4,096口のうち、まだ3,000口しか発売されていなかったら、その4,096口になるまでまた今度は明くる日のレースが対象となるので、そのときに明くる日に4,096口達成したらその日のレースが対象となる。

河崎平男委員 それやったら成立するまでずっといくというのは、レースが変わってくるじゃないですか。そしたら払戻しをするんじゃないんですか。その人が出ちよらんにゃ。それをずっといくというのはレースが成立しないんじゃないんですか。番組表に載っている。それは違うんじゃないですか。ずっとチャージしていくんでしょ。当たりがなげんにゃ・・・(発言する者あり)だから次のレースを待っていたら本人が賭ける選手じゃなくなってくるじゃないですか(「選べんということ言っている」と呼ぶ者あり)9、10、11、12じゃろ。

河野朋子委員長 ちょっと、はい、整理してもらって。

上田公営競技事務所長 本会議でもお話しましたとおり、これは自分が選ぶ賭け式ではなくてコンピュータがランダムに選ぶ、例えばチャージして購入予約をしたときに、自分がどの番号を当てられるかはコンピュータのほうが決ってくるのでその4,096というのは全ての・・・(発言する者あり)分かりません。

笹木慶之委員 だから分かりやすく言えばね、4,096人ほど申し込まれたら成立するということですね。4,096人の申込みがなければ・・・(発言する者あり)ごめんなさい、口ね。口ほどすればやね自動的に埋まってくるということやね。それまで待つと。

河野朋子委員長 レース内容とかそういう熟知した人にとっては余りそういう需要はないということですよ。従来どおりのでやられて、これはちょっとくじにほとんど近いものですね。

中村公営競技事務所主任 今の併せて補足すると早いもの順でいわゆる番号が決まるわけではないので、満票になるまで買われた方、自分の番号が出ないので、そういう選ぶこともないですし、何番というのが分かることもないということです。

岡山明委員 基本的なことが私ちょっと分からないんですけど、3億4,800万っていう形のその歳入計画出た金額、これはどこから3億4,800万っていう金額が出されたかって、それをちょっと聞きたいんですけど。それがちょっとよく分からないからもう一度ちょっと。

上田公営競技事務所長 先ほども言いましたが、4か月分の売上げ相当ということでそれぞれもう来年3月まで開催が決まっております。それぞれの開催の部分で、例えば500円がこの開催で何個成立するとか、3,500円がどれだけ成立するとかという部分で想定してこれはやはり日本写真判定との協議も行った中で500円は来年の3月まで30回、3,500円は10回程度であろう、3万5,000円についてはこの4か月間での1回は成立するだろうという部分の予算にしております。ということでそれの一応これの分も積み上げでやっておりますのでこの売上

げ、私たちの市のほうで、どうしても日写のほうは今後のいろいろなもくろみがあるものでちょっと多めの数字をいう意見もあったんですが、一応市として予算を組む上では今のところ私たちの考えとしては少し抑えめな想定として試算しております。

河崎平男委員 欠車がずっと続いて、欠があれば通りが減りますよね。そういうのでまたランダムで計算するんですね。

上田公営競技事務所長 締切時間によりまして、いろいろあるんですが、今決めているのは12時を締切りとしています。12時を締切りとしまして、例えば締切り時点での欠車番があった場合、例えば9レースで、例えば昼の12時前でも、例えば選手の具合とかで欠車になる場合があります。締切り前に欠車が判明した場合には、その票数を除いて、例えば9レースが7車であれば、7掛ける8の3乗になりますので3,584通りが1ユニットということになりますので、あくまでも基本は4,096口で成立するようになりますが、欠車1車の場合は3,584口で成立するということになります。

岡山明委員 さっきの話、ちょっと私も理解できなかったんですが、こういう4重勝単勝式って、これはオート以外にも参考されたと私は思ったんですけど、何か競輪とかオート以外にボートとかありますよね。そういう部分でこういう4重勝のそういう宝くじじゃないけど、こういうような形の取組というのは、ほかのレースで、公共レースでありますか。

上田公営競技事務所長 詳しいところのあれはないんですが、それぞれ競馬、競輪それぞれありますし、このオート業界でも伊勢崎が管理しているオッズパークの重勝式がございますが、そうした部分もございます。伊勢崎のオッズパークのほうはランダムに選ぶのがありますが、伊勢崎の場合は2種類あって、お客さんが普通の車券と同じように選ぶ部分もあります。そういったところでいろんな商品があるということになります。ただ、この今、日写が提案するこの重勝式のこの4,096口で成立して、必ず一人当たるといような内容の商品についてはこれが初め

てです。

大井淳一郎委員 欠車の話が前の答弁にあったんですが、欠車が1車の場合はこうやってできるんですけど、どこまで成立させるんですか。欠車がどこまで出たら、1車だけですか。じゃないと極端な話欠車が幾つもある場合でも成立させるのかどうかですよ。その辺りの基準はあるんですか。

中村公営競技事務所主任 レースの成立としては2車となっていますので、そこまでは発売できるものになります。

大井淳一郎委員 極端な話、6掛ける6掛ける6掛ける6ということもあり得るということですね。

中村公営競技事務所主任 そのとおりです。

大井淳一郎委員 そういった発売業務は日本写真判定が全部されるということですよ。まずそこを確認します。

上田公営競技事務所長 発売、運用、会員登録、サイト内の運用、それら全て日本写真判定のほうになります。

大井淳一郎委員 本会議でもその辺りありました、セキュリティ対策、口座を乗っ取られた場合に生じた損害とかなんですが、その辺の取決めは、答弁では日本写真判定が全てやると、市は負担を負わないような答弁をされたんですが、それでよろしいんですか。

上田公営競技事務所長 本会議場でちょっと説明不足でしたが、システムの構成、安全対策という部分については、これは日写のほうで責任を持ってやれる体制を作っております。例えば、システムの構成もそれぞれ運用監視とか、サイト内の部分の監視とかいう分もございまして、稼動している状態の監視、それから性能、

状態の管理、運用データのバックアップ、それからセキュリティ管理として不正アクセスの管理。いろんな不正アクセスがないように、その監視をする、そういった部分の分もありますし、コンピュータウイルス対策、個人情報の保護、そういった部分についてシステムの対応、そして、それに対する運用体制、そういうものを構築しております。これに対して、いろんな運用監視の機能についてのいろんなサービスレベルの定義というのも、それぞれやっておりますし、こういった部分はJKAのほうでも専門的に見ておりますし、こうした監視といいますか、それからシステムの検証というのは、これまでも当然先ほども言いました伊勢崎の重勝式もございます。それから電話投票のオフィシャルの分、それから民間ポータルで発売する電話投票の民間ポータルの部分についても、そうした分の検証はしておりますし、そういった部分でこのサイト運営についての体制というのは、やっておりますし、検証はしております。山陽小野田市としても契約の中でいろいろ示していきますけど、この運用上の責任は日写のほうにございますが、あくまでも、先ほど言いましたとおり、伊勢崎と同じように、伊勢崎市はオッズパークがやる重勝式の責任もありますし、同じように日写がやるこの重勝式についての山陽小野田市の管理施行としての責任はございます。

大井淳一郎委員 管理責任者としての責任というのは具体的にどういうことですか。何か損害は連帯責任ということですか。そこははっきりとしてください。

上田公営競技事務所長 あくまでもサイト内で生じたいろんな部分についての分は会員規約で定めたり、ありますが、基本的には日写のほうが責任を持って負うことになると思います。その辺については契約の中でもちゃんと示していきたいというふうには考えております。

大井淳一郎委員 一応ははっきりしとかなないといけないと思うんですけど、市が責任を負う場合とはどういう場合ですか。そこは具体的に、伊勢崎の例でもいいですけど。

上田公営競技事務所長 システムエラー、それからそういった部分の責任、そういう部



分は当然日写のほうにあります。ただ、先ほど言いましたとおり管理施行として道義的な責任としては、やはり山陽小野田市が管理施行となるので、そういった分の責任はありますが、あくまでもシステムエラーに伴う、例えば顧客に損害を生じた場合のどこまで補償するかという部分については、日写が責任を持ってやることになります。

大井淳一郎委員 道義的責任があるのはいいんですけど、お金の補償問題になった場合に、基本的には日写が負うはずなんですけれども、市が負う場合があるのかということですね。そこは明確にしてください。税金に関わるので。

上田公営競技事務所長 基本的にはないかと思います。ただこれについてはシステムエラーについて、これは車両室からのいろいろ細かく指摘がありまして、どういった場合のシステムエラーかというのが、細かく想定した中で、そうした場合にどうするというふうな対応の対象方針とどこまでお客に補償するかという部分も別にちゃんとそういう方針は定めるようにしていくつもりでございます。

大井淳一郎委員 今から決めるのかなと思うとちょっとあれなんですけど、確認ですけど、損害の内容に応じては、市が負担する場合もあり得るということですか。相当レアケースだとは思いますが。

上田公営競技事務所長 説明が、私が悪いかもしれませんが、あくまでも金銭的な損害に対する補償関係については、日本写真判定が行うことになります。

大井淳一郎委員 今、ネット購入のみということですが、当然こういうのが、だんだん名が通るようになってですね、実際に来られてる方も、ロト6みたいな感じで本場あるいは他場でもその現場で買えるようになるような、買いたいという声も出てくると思うんですが、今後そのような対応は考えていらっしゃるのでしょうか。ネット購入以外の購入について。

上田公営競技事務所長 購入の方法なんですけど、いわゆる銀行口座のほうからの簡

易登録からの購入になるんですが、今後いわゆるやり方としては、支払い方法というのは、ネットバンキングだけではなくて、いわゆるコンビニ等の店頭設置端末でということもできるようになっております。まだ完全ではないんですが、できることからやっていくというふうになっておりますので・・・(発言する者あり)本場の分は全く考えてないです。あくまでもネット投票です。あくまでも私が店頭と言いましたのは、そういう発売もあるのはあるんですが、いわゆる本場での今の車券の購入と同じような分というのは、なかなか今のところ難しいと思います。

中島好人副委員長 本会議場でもありましたけれども、好奇心を、「射幸心」と呼ぶ者あり)あ、好奇心じゃない、射幸心、要するに幸せになれるとこういうパターンです。反対にここにも書いてありますけど、この世界最高水準の当選確率とかですね、射幸心をあおってですね、結局どん底に落ちたじゃないですけども、夢は買えなかったと、こういう話で、そういうときはどうなるのかという質問に対して協議していくと回答がされたんですけど、これはどういう協議をどういう形でいくんだろかなって思ったんですけど、その辺の協議していく内容についてお尋ねしたいというふうに思います。

上田公営競技事務所長 射幸心をあおることになるのではないかと、やはり商品の特徴として払戻金の額が高額であるということも踏まえて、こうした部分は、もともとから協議がございました。業界内でもこれについては課題になっておりました。今回の開催執務委員長会議でもそうしたことへの対応という部分についても協議がございました。実際やはりこうした部分については、もし今後やはりこの射幸心をあおる状態、例えば3日、4日で成立するとか、連続して成立するとか、そうした場合特に3万5,000円の部分については、売上げ状況を見て、やはりもしそういう状況が起きれば、ちゃんと日写からはですね、情報をいただいて、業界の中で共有して、この売り方等について協議をするというふうに決定しております。日写に対してもそうしたところを例えば契約書の中に、そうしたことになれば協議をするような条項を踏まえることを今、開催執務委員長会議の中でも決めておりますので、そうした状況というのは、常に売上げ状況というのは、私どもの管理施行にも来ますし、各場にも報告が行きますので、そうしたところで監視し

ながら対応していきたいというふうに考えております。

中島好人副委員長 もうちょっと簡潔に分かりやすくですね、具体的な例も取りながらね、こういう場合にはこうするという、何かもうちょっと分かりやすく説明していただけると助かりますが。

上田公営競技事務所長 やはりこれについてはですね、全然射幸心がないとか否定してるわけではなくて、こうした部分の射幸心への対応というのは、業界の中でも協議しております。この3万5,000円に関する射幸心への配慮として、協議してることと、もしそういう状態が起きた場合には、ちゃんと情報共有して、発売対象の限定協議ができるようにですね、日写とも契約の中で示していくことを確認しております。

大井淳一郎委員 3日、4日で1億円の分が成立したら、発売方法を考えるとおっしゃったけど、ここで危ないから当分これやめますとかいうやり方できないと思うんですよね。具体的に考えられるのは、出資口数を絞るとか、そういう感じでいかないといけないと思うんですけど、その辺りの協議も出てると思うんですが、どうですか。出資限度額ですよね。3万5,000円までとか、ちょっとその辺。

上田公営競技事務所長 発売対象レースを限定すると言いましたが、それはあくまでも限定するとか、例えばそういうことをちゃんとやれるようにですね、協議できるような決定というのを開催執務委員長会議でやっております。やはりそうした口数を絞るという部分も含めて、そういった状態が起きたときには、必ず開催執務委員長会議等を開催して、協議していくというふうなことを決めております。これについては、かなり時間を掛けて協議した中での業界内での決定方針でございます。

大井淳一郎委員 確認ですけど、出資口数は、あくまでも設けないでちょっといかにぞってなったら絞りを掛けていくという、そういう方向性ですね。

上田公営競技事務所長 例えば絞りを掛けるという協議になりましたけれど、例えばそういう状況で、例えば口数もどうかということがあれば、やはり日写とのいろんな協議になるかと思いますが、そういったところで、対応していくことになります。やはり状況というのが、どういった状況になるのか、想像できない部分がありますし、ただ問題意識として、射幸心をあおることへの課題については、今回だけではなくて、何度も協議していたところでございます。

大井淳一郎委員 本会議でもよく出てた未成年への対応ですね、未成年に対しては、免許証等でしっかり確認するという事なんですけれども、ほかにも民間ポータルサイトでも同じような問題があると思うんですが、この未成年への対応についてですね、本会議でも答弁はされたと思うんですけども、ほかの民間ポータルサイトでも、同じような問題があると思うんですよ。未成年が購入しないようにするために、重複になるかもしれませんが、その辺の対応が今どのように考えておられるのか。

上田公営競技事務所長 本会議でも申しましたが、やはり会員登録するとき、もちろん名前、生年月日、アドレス、それからやっぱりいろいろ免許証等のPDFで送付する、あるいは郵送するというふうな形で、確認をとるようになっております。会員規約もちゃんと申込みの時点で、満20歳以上であるということを確認することになっておりますし、20歳以上でない方は会員となることができないので、そういった部分でチェックしていくことは、ほかのサイトと同じようにやっていくことになります。

大井淳一郎委員 この当たるんです口座というのが、一つポイントだと思うんですけど、私がネットバンクとか持ってるけど、かなりですね、本人限定証明というか、本人限定郵便で送られてきたりするなど結構シビアにやられてたんですけども、この当たるんです口座って、具体的にはどういう口座なんですか。

上田公営競技事務所長 いわゆるお客様の口座からチャージする口座のところを持っていくために、日本写真判定が締結するウェルネット株式会社。こういったとこ

ろの決済代行システムというところに連携することになります。

大井淳一郎委員 当たるんです口座というのは、お客さんにあらかじめネットバンクを開設してもらうんですね。そうですね。つまりネットバンクを開設するに当たって、かなりその辺の年齢確認というのがあるので、その辺で担保できると思うんですがそのとおりでいいんですね。

上田公営競技事務所長 そのとおりです。

中島好人副委員長 口座に関連して本会議でもあったんですけども、口座の乗っ取り問題が質疑されたわけですけども、その際にですね、それだけではなくて、想定される様々な内容についてもですね、協議していくとか言っておられたんですけども、そういった対応ですね、もうちょっと具体的な対応策について、お聞きしたいというふうに思います。

上田公営競技事務所長 いわゆる個人情報、先ほども言いましたセキュリティに関する部分、やはりデータ等の管理については、やはり日本写真判定のほうもいろいろ体制作りというふうについては、特に注意してるところではございますが、やはりお客様の口座の情報等の管理については、いろいろシステムの部分についてもそうでありますし、やはり運用対応のほうについても、そういった整備をしてるところでございます。やはりいろんな口座の部分もありますが、いろんなシステムに関する想定部分に対する対応というのは、いろいろJKAのほうも検証しながらチェックしているところでございます。

河崎平男委員 宝くじということでちょっとお聞きするんですけど、小型自動車競走の中で、権限があるのは、開催執務委員長でよろしいんですか。

上田公営競技事務所長 いわゆる開催に関わる、今日は開催を中止するとか、そういうふうの権限とか決定というのは、開催執務委員長にあります。いわゆる山陽小野田市が施行権を持っているわけですが、施行者としての分は、山陽小野

田市になります、それを代表する山陽小野田市長が施行者を代表することになります。

河崎平男委員 例えば小型自動車の競走中に、何かがあれば宝くじも関係しますのでですね、一番責任者は、開催執務委員長でいいんですかって言ったんですよ。

上田公営競技事務所長 いわゆる開催で、もちろん競走に関する部分は、審判が決めることになりますが、いわゆる前もありましたが平成チャンピオンの、そういった路面の破損等に伴うその後のレースの中止とかいうのは、開催執務委員長の権限になるはずですよ。

河野朋子委員長 いいですか。質問の趣旨が。いいですか。ほかに。

大井淳一郎委員 今後ですね、この当たるんですというのが、うまくいってですね、山陽場で中心にやられてたつてのが、これがほかの場にも広がっていくということがあるんですかね。その辺はどうですか。あくまでも山陽場が中心というのが、ずっと変わらないんですか。今後の動向です。

上田公営競技事務所長 この重勝式に関しては、山陽オートが管理施行となっていくしますので、先ほど言いました伊勢崎は、オッズパークの、また商品の内容は違いますが、伊勢崎オートが管理施行となっていてずっとやっておりますし、この分に関しては、山陽オートが管理施行となっていてずっとやることになります。今後オートレースの中で重勝式をやっているのは、オッズパークと今後やることに予定してまず日本写真判定になりますが、今後何らかの形で出てくる可能性はあるかもしれません。

岡山明委員 この重勝式ということで、ほとんど宝くじの形式になってるんですけど、これでこういう事業をやるんですけど、これに対して実際に山陽小野田市として損失をくらうようなことがないと、そういう確約じゃないですけど、そういう担保がちょ

つと言葉の中に欲しいんですけど、それは先ほど笹木さんが言われた特別拠出金が、そこで金額的にいくと、そこが3,000万、今、収益としては、年間7,000万から7,500万ぐらいの形になっとるんですけど、そこが一番大きい部分じゃないかと思うんですけど、個人のネット上の売買ですから、市としての損失は出てこない。この事業に関しては出てこない。そういう状況ですかね。

上田公営競技事務所長 あくまでも運用といいますか、これについての責任というのは、日本写真判定にありまして、私どもは管理施行となって、やはり基本的に収益、ここの補正予算でいえば、約2,400万程度ありますが、そうした部分の収益が入るということでございますので、その辺りは、リスクは基本的にはないというふうに考えております。

大井淳一郎委員 一点だけ確認です。特別拠出金ですね。これは交付金とか発売業務委託料は、売上げに応じたということなんですが、この特別拠出金も同様に考えていいんですか。

上田公営競技事務所長 そうなります。ここに書いてある払戻金が70%ですけど、売上げに対する料率に基づく額でありますので、売上げがなければ、その額も減っていく、売上げが上がれば、逆に補正予算以上に売上げが上がれば当然上がっていくこととなります。

河野朋子委員長 これは9月議会で言われてた売上向上策が現在進行形でというようなことに当たりますよね。今回、あのときに委員からも再三言ってますけど、やはり債務の返済計画をきちんと出すべきじゃないかというのは、これはもう何回も言ってましたが、そういった現在進行形の売上向上策があるために、それがある程度はつきりしたら、その債務の返済計画を取り急ぎなるべく早く出しますというような答弁をいただいておりますが、今回こういった明らかになった、そういう戦略が明らかになりましたので、今後これを基に売上げがどのようになっていくかということに基づいて、返済計画を速やかに出していただけると思うんですけど、その辺り確認ですが。再確認です。いかがですか。

川地総合政策部長 9月議会の決算のときですかね、私のほうから言わせていただきました。今回が具体策ができましたのでこれに応じてということがありますが、先ほどから申しますとおり、若干ちょっと事業規模がですね、実際どれくらい売れるかっていうのが多少ちょっとこの辺、不安定的なものがありますんで、もう少しこれは様子見させていただければと、その時間をいただいた上で新たな収支計画について検討させていただきたいというふうに考えております。

河野朋子委員長 そこからこれもう1件は、これももうずっと懸案事項になっております駐車場の件ですけども、今回また報告会を行ったところ、やはり市民の皆さんから無駄があるんじゃないか、そういったことを議会としてなぜもうちょっと強く言わないのかというような指摘をまた重ねていただきました。今回この戦略を見ますと、駐車場がより必要になるような内容のものではなくて、ネットによる売上げですので、こういったことを考えると、本当にあそこの駐車場を本場に皆さん来ていただくってようなそういった戦略が今後まだ考えられているのか、本当に必要ないんだったら早くそういった対応策にもうかなり遅いとは思いますが、取り組んでいただきたいという委員会からの再三のそういった意見もあるわけですけども、この件については、再三これも答弁をいただいておりますが、重ねて言いたいと思っておりますが、どうですか。今回の戦略を考えたときに。

上田公営競技事務所長 やはりそういったところは課題としてあります。ただ、今後も大きいレース、G I レース、来年3月には特別 G I がありまして、これは5日間のうち3日休日ということで、これに向けて特に本場開催というのは今、非常に重要視しております。やはり本場開催での売上げっていうのはやはりほかのいろんな民間ポータル、それから共用場外って言いますと、やはり委託料っていうのが発生してそこでの売上げが増えるっていうのは良いことなんですけど、やはり一番は本場開催部分の売上げ増っていうのは非常に重要であります。その辺りはちゃんと考えながらそうは言ってもそういうところの駐車場の課題についてはいろいろ対応していきたいと思っておりますが、そういった本場のお客さんを呼ぶことの重要性っていうのがあるのも現場では感じていますので、その辺りはちょっと理解



いただきたいと思います。課題は課題として、ちょっと今、対応していきたい考えはありますが、そういったところで、決してその問題は先送りにするとかそういうことじゃなくて、非常に重たい課題としてありますが、ただ一方でこういった収益向上策、それからまた近々言うことができますが、発売機会の拡充のほうにおいても今、進んでいることがございますので、そういった部分のところもいろいろ苦慮しながら今、進めてきている部分がありますので、そういったところも今後ちゃんと向上していきながら前に進んでいきたいというふうに考えております。

河野朋子委員長 第2、第5駐車場の使用状況っていうのが、毎レースごとの、データが取ってありますか。その辺り。第2、第5駐車場をどのようにレースごとに使用されているか、そういった状況をきちんと把握してらっしゃいますか。その辺はどうですか。

上田公営競技事務所長 正確な数字はあれですが、やはり本場開催、場外ではほぼほぼ当然上の駐車場の使用はございません。やはり特別GI、それからGIレースの土曜日、日曜日についてはできるだけ正確な台数は計れませんが、把握するように、もっと正確な数字は特に今後やはり2,500人を超える程度から私どもの把握しているのは、土曜、日曜で2,500人を超える部分があれば、第2、第5のほうに多少車がとまっているような状況は把握しております。やはり今後GI、特に来年の特別GIには私たちも期待し、そしてそこでは日写のほうも年度の集大成ということでいろんな入場者増の策を今、練っているところなんですけど、そういったところで2,500から3,000近くなれば、ある程度の台数は停まるんじゃないかというふうな予測はしておるわけですが、今後特に12月のGI、それから3月の特別GI等ではそうした部分はできるだけ把握していきたいというふうには考えております。

河野朋子委員長 是非ともそこちゃんと調べていただきたいということですけど。

大井淳一郎委員 その関連です。結局ね、GIとかSGとかはそれなりに人数、第2、第5を使うこともあるでしょうけど、それは1年中ではないんですよ。競馬でも小

郡のところだって有馬記念ぐらいですよ、有馬記念のときは臨時駐車場っていう形で使っていますので、普段は常設の駐車場で対応していますので、そういった対応もできますし、いま一度ですね、地権者の意思を確認して、買ってほしいのか、それとも返してほしいのか、当時は田んぼにして返してほしいという契約条項であったけれども、当事者同士が合意すれば、現状、宅地のまま返せばいいわけですから、それを基に事業される場合もあり得ますので、今一度、地権者の意思をもう一度確認した上でしかるべき対応をとっていただきたいと思うんですが、その辺はいかがですか。臨時駐車場っていう対応もできるんでしょ、返した後。

上田公営競技事務所長 地権者がおられることもありますので、そこは慎重に対応していろんな話はしていきたいというふうに考えております。私どもも地元でございますので、ある程度いろんな話を聞いたり、いろいろ、逆に言えばいろんな、地権者の中にはいろんな方がいらっしゃいますので、そういった部分の方も含めていろいろ話はしていきたいと思いますが、やはり相手が地権者ということでございますので、これまでいろいろお世話になっている部分がございます。そういったところを踏まえて、慎重に対応していきたいと思っております。

大井淳一郎委員 この問題再三出ております。当然地権者がおることだから簡単にはいかないのは分かるんですが、アクションは何もしてないんですか。あれから。やっぱりアクションしてるのとしてないのでは、違うんですよ。動いちよるけど、なかなかうまくいかないよというのと、全然動いてない、議会と執行のやり取りだけで終わってるのでは、随分違うと思うんですが、いかがですか。

上田公営競技事務所長 これまでもやはりずっと借地して、直営のときからいろいろ継続してます。この間にやはり地権者の対応として、いろいろ苦慮してきたところもございまして、そうした部分は確かにございます。そうしたところでいろいろ相談しながらやってきた経緯もございます。今後もそうしたところは、いろいろな部分で地権者と話す部分がございますので、そうしたところは実際にやってきております。で、なかなか今後の駐車場の処理といいますか、対応について具体的

になかなか踏み込めないという状況もございますが、ある程度いろんな話し方がございますので、地権者とはそういう形で、もう少しこうした部分に踏まえての、決して全然話をしてないというわけではないんですが、そうしたところをもう少し詰めていけるように、努力していきたいと思っております。

河野朋子委員長 何かちょっと。はい。とにかく報告会などから市民の声がかなり上がっているということと、委員会としても強くそういった指摘をしておりますので、もうちょっと積極的に取り組んでいただきたいということを重ねてお願いしておきます。ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）議案第99号について質疑を打ち切りまして、討論はありますか。

中島好人副委員長 全くオートとは関係なしにですね、要するに僕らは選手のファンとか、女性レーサーをとか、そういうことじゃなくてですね、要するにオートを何も知らなくてもくじを引けるというか、そうなるんですね、いろんな人がある意味じゃギャンブルに関わってくるという話にもなってくるわけですね。ですからそういう意味じゃ私どもは、まじめに汗かいて働けよとこういう話で来てるわけですけども、やはりこう依存症みたいな形の危険性も同時に幅広くな、そういうオート愛好とはまた違った意味でのね、幅広くそういう層を広げていくことにもつながっていく危険性もありますので、また、はっきりとしたセキュリティの問題もですね、きちんと確認もされてない状況ですので、この議案については、反対いたします。

河野朋子委員長 ほかに討論は。（「なし」と呼ぶ者あり）はい。討論を打ち切り、採決をいたします。議案第99号について賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 賛成多数ということで、本議案は可決すべきものと決しました。引き続き議案第100号につきまして説明をお願いいたします。

上田公宮競技事務所長 それでは議案第100号山陽小野田市小型自動車競走実

施条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。この条例の改正は、小型自動車競走業界が売上向上策の一環として、新たに4重勝単勝式の勝車投票券を発売することを決定し、業界を代表して山陽小野田市が主体となりこの車券の発売を行うことに伴う所要の改正であります。改正の内容としましては、山陽場以外のレース場で開催される競走も対象に、この車券の発売を可能とする体制を構築するため、他場が主催する競走においては山陽小野田市と共同開催の形式をとる必要があることから、本条例に基づく使用小型自動車競走場を山陽場のみを示すものと、山陽場を含む全場を示すものに区分するものであります。条例改正の内容としては、第3条中の「山陽小野田市山陽小型自動車競走場」を、他場が主催する競走においては山陽小野田市と共同開催の形式をとる必要があることから、「法第6条の規定により設置された小型自動車競走場(以下「競走場」という。)」に改正します。これは小型自動車競走法上に示す場で、いわゆる全場ということになります。川口、伊勢崎、浜松、飯塚そして山陽の5場ということになります。また、第4条第1項中「小型自動車競走場」は、入場料との関係であるので、使用小型自動車競走場を山陽場のみを示すものとして、「山陽小型自動車競走場」に改正するものです。そして、第7条では、見出しを含めて、「小型自動車競走場内」を、山陽小野田市と共同開催の形式をとる必要があることから、「競走場内」に改正するものであります。この改正は従前の伊勢崎市が行っている重勝式に関わる部分で、伊勢崎市の小型実施条例の一部改正も重勝式を行うように同様の改正をしております。以上です。

河野朋子委員長 この件について質疑を受けます。

河崎平男委員 ちょっと一つ単純な質問ですが、先ほど補正予算が可決されたんですが、この4重勝の分については、先に条例のあれをするんじゃないんですか。どっちがどうちゅうことはないんですが、条例改正して、予算を審議するんじゃないですか。

河野朋子委員長 議案の順番がってことですか。(発言する者あり)

大井淳一郎委員 多分条例改正の前提として予算措置をまずしなきゃいけないから、そちらを片付けてということでしょう。(発言する者あり)

河野朋子委員長 だから議案番号が99と100になってるんだけど、それが逆じゃないかっていう委員からの質問があったんですが、こういう場合は執行部として、議案番号は考慮されてないんですか。

上田公営競技事務所長 済みません。回答にはならないとは思いますが、うちとして答えられる部分は、この議案の順番については、私どもが指定したわけではございませんが、ただうちとして言えるのは、あくまでもこの重勝式に事業を進めるための準備ということで、この条例改正はそうした体制の発売ができるという体制、それから補正予算もあくまでもそういった重勝式がやれるだけの予算を確保していくという準備の内容の議案上程というふうには、現場としては捉えております。この順番についてはちょっと回答できる立場ではないかなと思いますけど。(発言する者あり)

河野朋子委員長 まあちょっとそういう指摘があったのと、その辺の・・・(発言する者あり)分かりました。では内容についての質疑を。

大井淳一郎委員 第3条は、山陽オートレース場だけの問題ではないということで、このようにされるのは理解できるんですが、第7条ですね、競走場内の秩序維持の措置ということで、共同開催される場合を想定して、このようにされたということなんですが、よその場の秩序維持を市長が責任を持つんですか。ちょっとここは伊勢崎をまねたということなんですか。そこはどう考えておられるんですか。

上田公営競技事務所長 一応解釈としてですね、ここについてはやはり確認はしました。私もちょっとここはどうかなという分がありますが、やはり共同開催という形をとっているため、やはり例えば今日の開催は川口が開催してますが、川口の開催も重勝式の対象になります。そうしたところで、収益の部分も川口のレースで

成立すれば、川口にも入ります。私ども管理施行という立場で入ります。実質的にはなかなか川口が今日開催してるわけですから、それに対して何かということはないんですが、やはり共同開催という立場上、やはりもし、各場でそういうことは全然ないんですが、例えば不適正なレースとか、あるいはそういう秩序を乱すことをやっていた場合には、やはりそれだけの言える権限といいますか、そういったことを講じてほしいということは、最低限言えることから、この第7条がそういうふうな競走場内という形に変えるようになってるというふうには、JKAのほうにも確認して対応しております。

河野朋子委員長 ほかに(「なし」と呼ぶ者あり)よろしいですか。それでは質疑を打ち切りまして、討論はいいですか。

中島好人副委員長 さっきの理由で反対です。

河野朋子委員長 ほかに討論は。(「なし」と呼ぶ者あり)なければ議案第100号について採決をいたします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 賛成多数ということで、本議案は可決すべきものと決しました。お疲れさまでした。ちょっと休憩します。10分休憩してその後所管事務調査に入ります。45分から再開します。

---

午後2時35分休憩

---

---

午後2時45分再開

---

河野朋子委員長 それでは委員会を再開いたします。今からは所管事務調査ということで、まず最初は、埴生の公共施設の建設についてからやりますけどいいですかね。埴生の建設委員会の報告となりますが、前の建設委員会の報告も聞いて

ておりますので、それ以降何か主だった変化というか、それがあれば、それをまとめて報告していただければありがたいと思います。時間の関係もありますので、その辺りの説明をまとめてお願いいたします。

古谷教育総務課長 それではよろしく願いいたします。埴生地区公共施設建設委員会の御報告をさせていただきます。10月25日火曜日19時に埴生公民館で第4回埴生地区公共施設建設委員会が全委員26名中21名出席で開催されました。お手元の資料1ページ、開催次第に沿って御説明いたします。まず1の委員長挨拶では、委員長から建設委員会も残すところわずかとなっており、1回1回が重要になること。これからの委員会では予算を意識した議論が必要になることが述べられました。資料1ページの次第2の報告では、配置計画(グラウンドのゾーニングを含む)の決定についてですが、お手元資料2ページを御覧ください。全体配置計画の図面の説明が設計事務所からされ、測量が完了し、この配置図は測量図にはめ込んだものであること。また、配置図南側の複合施設の建物を東側へずらして複合施設利用者の駐車台数を12台から17台へ増やしたこと。また、北側の購入予定地を造成して、配置計画では、テニスコートを北側へ、また生徒棟の東側へ、中学生が使用するメイングラウンド、児童棟の南側へ、小学生が利用するサブグラウンドを配置しております。サブグラウンド南側へは、遊具を配置しています。更に、サブグラウンド東側に器具庫、倉庫、部室、トイレを配置しています。それと学校と複合施設の動線が交わる場所を交流広場としております。そして駐車台数については、第3回埴生地区公共施設建設委員会で90台確保と決められたので、90台駐車できる駐車場としています。以上の内容を設計事務所及び事務局が説明しました。そして委員さんからの質問は、複合施設への歩行者の進入路についての質問がありました。それと資料3ページの全体配置計画は、運動会の際のグラウンド利用のトラックを図面に落としたもので、テントを張るスペースなど書いたものを提示しております。そして次の第3の議事(1)学校施設の平面計画の方針決定及び立面、断面計画の検討については、お手元の資料4ページになりますが、児童棟・生徒棟平面図の説明を設計事務所がしました。この平面図は改良案となっておりますが、学校ヒアリングでの意見を反映させたものです、主な意見は図面に記載

されていますが、ヒアリング時に児童棟1階の東側校務センター(職員室)が狭いとの意見があり、小・中一体型になると最大40名の教員が利用することになるので、面積を確保するために、校長室を昇降口西側へ配置しています。また、小学校と中学校の授業時間が異なることから、児童が特別教室への移動の際、中学の普通教室の前を極力通らないようにという要望がありましたので、それを図面に落とししたもので、生徒棟2階の理科室、生徒棟3階の家庭科室は並んで配置してあります。次に資料5ページの児童棟・生徒棟の立面図・断面図ですが、この図面では、勾配屋根と、勾配のない陸屋根を比較しています。勾配屋根では高さが15.2メートルとなり、北側の生徒棟の日射を確保するために冬至の場合は隣棟間隔が22メートル必要であります。陸屋根では勾配屋根ほど高くなく12.9メートルであるため、日射を確保するために冬至の場合の隣棟間隔は、20メートルとなり敷地の有効活用が図れます。また、コスト面でも陸屋根のほうがコスト削減を図れるので、設計事務所としては陸屋根を推奨したいとの説明がありました。説明後、委員さんからは、校舎の内装に関する質問があり、山陽側には木がたくさんあるので、校舎の内装材には木材をふんだんに使用してほしいという意見がありました。また、学校図書室を児童生徒、一般の人が利用できるようにしてほしいという意見もありましたが、その意見に対しまして、学校側からは利用に当たってのルール作りが必要ではないかとの意見も出ました。また、学校設備に対する意見としては、空調設備とトイレのウォシュレットは設置されるのかなどの意見が出ました。次に次第の3(2)複合施設の平面計画の方針決定及び立面、断面計画の検討については、資料6ページになりますが、複合施設平面図についての設計事務所からの説明はほぼ同じプランであり大幅な変更はなく、児童クラブのトイレ等水周り、事務室を見直しています。支所事務室については要望を聴いているので、それを反映させる予定であること。また、左下の公民館事務室と展示ギャラリーを左右入れ替えてはどうか、玄関ホールと展示ギャラリーのパブリックなスペースの奥に公民館事務室を配置すると開放感もあり、公民館事務室も利用しやすいのではないかという意見があったことなどを説明しました。委員さんからの意見としては、多目的室のパーティションについての確認がありました。公民館館長さんから意見として、複合施設全体的に倉庫が少なく、後から倉庫を作るのは大変なので最初から倉庫を確保してほ



しい、そのために多目的室を縮小して収納スペースを作ってもらいたいという意見が出されました。それに対して、多目的スペースは災害時にも利用するので、今の設計を変更したくないという意見もありました。委員間で議論され、多目的室の収容人数250名は椅子をゆったり並べて収容できる人数とし、収納スペースを確保できるよう設計事務所に考えてもらうこととなりました。屋外倉庫についての確認もありました。またステージの奥行きも現状の4メートルから6メートルは必要という意見があったことも紹介されました。和室の入り口や収納についての確認がありました。また児童クラブについては、足洗い場と駐車場利用についての要望がありました。そして資料7ページは、第3回建設委員会で、多くの展示スペースが必要なので、複合施設の廊下の壁面を作品展示に利用できないかという意見が出されたので、廊下の壁面を展示スペースに利用した場合の広さを図面にしたものです。資料8ページは、複合施設の立面・断面図です。資料7ページ、資料8ページについて、第4回建設埴生地区公共施設建設委員会では特に議論はされませんでした。以上が第4回埴生地区公共施設建設委員会で議論された概要でございます。

河野朋子委員長 ありがとうございます。何かありますか。多目的室の250名というのは、もうこれは確定なんですかね。何か利用者が本当に250名なのかどうかというようなことがあって、(発言する者あり)250という数字とそれから体操などの軽運動と言われますけど、埴生の公民館としての体育館は、埴生小学校の体育館を利用するんじゃないかなんてですかね。その辺はどうなんですか。

和西社会教育課長 250人の話なんですけど、建設委員会の中で、最初250人の要望が出まして、その250人というのが、机を置いて、こういう形で250人座ったらどうなるかということで、まず想定いたしましたけど、今説明がありましたけど、椅子を置いて250人ということになりますので、この今のお示しした6ページの面積からは、若干面積が減り、その分倉庫とそれからステージの幅が狭かったりするので、もう1回見直しを図ろうということになりました。以上です。(発言する者あり)屋内運動場の件につきましては、今まだそこまで話し合いはしてありませんが、実際2階で卓球等をしておるところもありますが、その辺りを埴生小のほうでやるか、

その辺りにつきましては、また協議をしてまいりたいと考えておるところです。

河野朋子委員長 埴生小のほうの体育館は、公民館の室内運動場として残すというような説明でしたので、本当にそれをきちんと利用するのであれば、こことのすみ分けとかいうことをきちんとしていただかないと無駄なところが出てきますので、その辺をもう少し詰めていただきたいなというふうに感じましたけれども、その辺よろしくお願いします。

中島好人副委員長 学校施設や児童施設については、利用者の要望ちゅうか、その辺は大いに取り入れてやる必要があるんじゃないかというふうに思うんですけども、この建設委員会の委員の構成なり状況を見てみるとですね、利用者がそれなりに、要求が出てくる。その要求を基本的に応えていこうというような形が組まれるわけですね。この委員会構成の中身からしてですね。ですから、何が欲しい、何が欲しい、複合施設の状況の中で、住民の中で、利用者がこうしてほしい、こうしてほしいという要望が委員会の中で、当然出てくるわけなんですよ。そうすると、その要望に基本的に積極的に応えていこうと。250、少ない、300、はいと検討委員会の中で出たら、大体そういう要望に伝えていくという形の建設委員会の中身になっているのではないかと想像がつくけども、いやそうじゃないというようなことがあるんでしょうか、どうでしょうか。

江澤教育長 大まかな予算というものを既に議会でもお示ししたと思うのですが、それはその範囲内ですということは何度も言っております。限られた予算の範囲内でどういうものをするのか、そのときに利用者の方々の意見、希望というものが、相対的にかなえられるというようなことであれば、それはそうしてあげたいという立場でございます。ですから、でない、そういう利用者の方の意見を聴くということは、ただ形だけになってしまうわけですから、専門家の設計とか、専門家の人、その希望がその専門家の人に聴いて、それがどうであるか、合理的かどうかということも含めて検討して、そして最終的には予算の範囲内に入るようにということを進めております。しかし、そうやってその範囲内、そしてまた合理的な理由の範囲内で、その希望というのがかなえられるならばそうしてあげたいという立場で

ございます。

中島好人副委員長 なぜかというと、検討委員会の中で、ステージが狭いんじゃないかと、じゃあ広くしていきましょう、要望がいろいろ出る、ほかのところは、そういう要望に対して受け入れられんと。エアコンなんか駄目だと。こういう状況が作り出されてきた中で、このたびは、そういうこの建設委員会が作られて、その中で大いにそういう要望を取り入れていこうというのは、ある面ではいいことなんだけど、今後もそういう方向でね、何ちゅうか、進めていくんかと。だから今まではね、要するに市の財政状況から、こらえてくださいと。おたくのほうはこんだけ欲しいじゃろうけども、こらえてくださいと。今、財政状況が豊かだから何ほでも応えてあげましょうというシステムですか。

江澤教育長 そうではなくて、スタンスというのは以前と変わってありません。というのは、先ほども言いましたように、限られた厳しい財政状況の中で、以前多分断られたというのは、それは初めに想定した予算、それを超えるから難しいですと言われたんだと思います。ですからそれは我々も先ほど言いましたように、全く同じでございます。初めに想定した予算より超えるものはできません。しかし、その範囲内のできる、かつ、合理的な理由であるというものについては、利用者の方々の御意見をできるだけ尊重したいという、そういう立場でございます。

大井淳一郎委員 市民の御意見だと思うんですけど、エレベーターの設置、学校に対してね、それとトイレはウォシュレットということで、それはやらないよりやったほうがいいんだけども、そうなるのですね、今後ウォシュレットについては、厚狭の公民館からも出てるし、あと学校にエレベーターを付けていくとなると、今後ほかの学校との関係が問題となるんですが、今後エレベーターの設置については、そのように進めていくんですか。厚狭の複合施設に対しては、ウォシュレットを付けていくと、そういうふうな方向性なんでしょうか。

江澤教育長 ウォシュレットを付けるかどうかというのは、まだ決まっておりません。  
(発言する者あり) まあそういう希望があって、それが予算内で収まるかどうかと

ということで、それらを決定しますということを、その委員会でも言っております。そしてただ学校でも、今までの学校と新しい学校、どこかで徐々に、順次、まあ一遍にやるということは、財政的に難しくても、徐々にしていかななくてはならないというときに、その徐々にというのは、どういう形かということになると思うんですが、やはり新築というところからしていくというのは、一つの合理的な考え方だろうと思います。特に学校のトイレなんかは、子供が旧式のところではできなくて、非常に体調を壊すというような事例がかなりございます。ですから今のこの社会の、家の中でそういうのが普及してる中で、それは子供の体調管理とか、そういう面からも、したほうがいいのじゃないかと。じゃあここでしたらすぐほかのところにするのかということになりますと、それは今言ったように、原則的にはもしそういうことだと全部していかななくてはいけなくても、それは一遍にはできないから順次するということになる、その順次というのが、どういう順番かというようなことですが、その一つの考え方は、新築から、また予算的にできたら順次という格好になるかもしれないということを、しかしそれもここですということについては、予算的な最終的な積上げの中で決定していきますということを申しております。それからエレベーターについては、やはりいろんな今の政府の方針とかいろんなのがありまして、ここは3階です、学校が3階ということもあって、エレベーターが、それからいろんなユニバーサルデザインといいますか、そういうふうなこともあって、必要と考えてるんですが、じゃあ他の学校はどうかということも、先ほどの財政と原理原則、順番ということの兼ね合いの中で、決まっていくものだろうと考えております。

中島好人副委員長 今、教育長の答弁を聞いて、僕は不思議に思ったんですけど、やっぱりウォシュレットというのは、やっぱり本当に、家庭もあれしてるし、そういう意味では重要な問題じゃないかと思うし、それは随時やっていくというのは、当然のことだというふうなことも思ったりもするんですけど、教育長は、学校給食のときにですね、自校方式を随時やっていけばいいじゃないかと言ったら、教育長は、それは不公平になるというふうな答弁をしたことがあるんですよ。あれ、方針変わったんか、まあなければええんですけども、だから子供たちにとって、いい物についてはね、やっぱその辺のところはね、そういうこの、その場その場で

のき弁を使わずにね、きちっと真摯に対応してもらいたいと、意見だけにしときま  
すけども。

河野朋子委員長 ほかに何か意見があれば。今度開催されるのが24日ですかね。建  
設委員会が開かれますので。

大井淳一郎委員 今後どのようなことが決まっていくのかについて分かる範囲でお答え  
ください。

河野朋子委員長 今後の流れはどうですか。あと何回ぐらいあるのかとか。

和西社会教育課長 10月までの委員会におきまして、あらかじめ利用者含めて希望が  
出てきております。現在その希望を基に、希望調査をしまして、それが表れた図  
面がありますが、これを基にして実際の予算の積上げをしていき、先ほど来教  
育長が申しておりますとおりの予算内にいかに収まるか、これはまた住民の皆様  
の希望もありますので、その辺りの優先順位を決めながら協議の中で、話し合  
いながら実際に基本設計の図書を落としていく作業を11月、12月と続けてま  
いり、1月には何とか成果品をというふうを考えておるところです。

大井淳一郎委員 確認ですけど、グラウンド、サブグラウンド作られるということで、それ  
はそれでいいことなんですけど、土地の買い増しとか、そういったことはもうない  
ということよろしいですね。

和西社会教育課長 そのとおりでございます。

河野朋子委員長 じゃ1件だけ。児童クラブというのは、この複合施設に併設するとい  
うのは初めてですよ。市内では初めてですよ。今回児童クラブについては、  
公民館や支所とは明確に分離独立した平面計画とするというふうに書いてある  
んですけど、この方針というか、これは何を基にこういうふうにしたのか、ちょっ  
と教えてください。

和西社会教育課長 分離するというのが、例えば自由に行き来できるようになりますと、全てが児童クラブに来てる子供たちにとっての遊び場になってしまう可能性がありますので、そのようなことがないように、部屋を区切って、この複合施設の中で配置をしておるところですが、もちろん交流事業というのも、この複合施設のメリット生かしてあるとは思いますが、その際にはそのような境というか、敷居というのは取っ払って、事業を行っていくような形にあるかとは思いますが。以上です。

河野朋子委員長 一緒にするメリット、まあデメリットももちろんあるとは思いますが、そのメリットが生かせるような配置と、その辺の交流ができるような配慮がやっぱり欲しいなというふうに見て思ったんですけど。この行き来というのは、非常口のような感じになってるんですかね。どうなんですか。児童クラブと公民館との出入口。

和西社会教育課長 入り口入りましてずっと奥に保育室とありますが、6ページの図で保育室というのがありまして、保育室の横に横長の倉庫がありまして、倉庫のちょっと左上に会議室がありますが、倉庫の上と突き当たった廊下のところが、境になっておるところなんですけど、ここが普段は出入りができないようにはなるような形で、ただ扉というようなことを考えておるところです。先ほど来申しましたけど、交流事業等がありましたら、ここの扉を開けて、そのような事業を実施していきたいと考えておるところです。

笹木慶之委員 5ページのところなんですけど、4ページは、主な意見ですよ。5ページ、6ページになれば、基本方針と書いてありますね。基本方針は決定事項ですか。どうなんですか。

和西社会教育課長 10月のこの委員会までに、実はその利用者の方々との個別ヒアリングをしました。委員会の場では、なかなか意見が言えないこともあるかと思ひまして、それぞれの利用者の方々から忌たんなき御意見をいただいて、それを反映できるところは反映したのが、6ページで言えば、基本方針というところなんです。

ちょっと方針という言葉が大仰なのですが、実際そういう御意見をいただいたのを反映させてるという形というふうにとっていただければと思います。もちろんこれを基にして、10月も協議しましたし、今から先にそれを受けて、11月、12月と議論を深めていくようになるかと思います。

笹木慶之委員 これは一般的に受け止めればね、教育委員会が出された資料で基本方針と書いてあれば、教育委員会の基本方針と受け止めるべきなんですよ。そうでなければそうでないように表現しておられんと、これ一人歩きますよ。加えてもう1件言いますがね、基本方針としながら、5ページ、勾配屋根の場合と陸屋根の場合と二通りのサンプルが書いてあるんですね。私の経験上、いわゆる建屋の管理の陸屋根の問題というのは、いろいろ問題を抱えておって、大変だという悩ましさが各課におっあったんですがね、ところがそれも含めてですが、両者の利点、欠点を書いてありますよね。これはどちらにするとかは考えておられんわけですか。どうするというのは。

和西社会教育課長 どちらというのは、まだ決定はしておりません。委員さん言われたように、基本方針という表現がちょっと問題があったということは、気を付けたいと思います。

笹木慶之委員 それならばあえて言いますが、この基本方針というのは訂正されたほうがいいと思います。あくまで検討事項と。協議事項か何かのね。まだ現在進行形なんでしょう。ならそのようにしておられんと、決定事項と見ますからね。だからかなりそれも小さく、細かく書いてあるんですよ。具体的にこの一つ一つを否定するもんじゃありません。もちろんさつき教育長も言われたように、やっぱり事業というのは、限られた財源の中で、そして地元の関係者の意見もしっかり集約しながらね、やっぱり将来に向かって使い勝手のいいものを作っていくというのは、これ大いに結構なことですから、それはそれとしていいんですが、教育委員会としての方針決定の在りようについては、もっと的確に表現されたほうがいいと思います。お願いします。

大井淳一郎委員 展示ギャラリー、図書コーナーということで、既存の図書をそのまま同等のものを移すということなんですが、今の埴生の図書室が全く同じように図書室ではないんですよ。展示ギャラリーということで、図書機能を併せ持つとはいえですね、本の数も同等とはいえ、現実はどうかなと思うんですよ。そこで問題なのは、以前厚狭の図書館から移したときに、廃棄処分したということで、同僚議員が一般質問して時間切れで余りできなかったんですけども、今度やると思うんですけども、やはり同じようなことが埴生でも起きてはいけないと思うんですが、その辺はどうされるんでしょうか。例えば安く売るとか、無償提供とか、要は廃棄というのが決してよくないとは思いますが、数は違いますけど。その辺はどのように考えてらっしゃいますか。

和西社会教育課長 今の埴生公民館に4,000冊の蔵書があります。これは公民館の蔵書としてあるものでして、中央図書館あるいは厚狭図書館という図書館の蔵書とは違う形で、公民館は独自で持っているものです。これは6ページの図面では、そのまま移動できるように廃棄することなく収蔵できるように設計いたしておるところです。

河崎平男委員 現在の公民館の郷土資料には、展示物が展示されておりますが、そういう展示コーナーというのは、今後どここの場所に置かれるんですか。

和西社会教育課長 議員さんの御指摘は、埴生芝居のことでよろしいでしょうか。

河崎平男委員 勉強してもらわんにや困りますね。埴生人形です。埴生人形芝居です。その頭とか皆ある、これはどのようにされるんですか。埴生にとっては物すごい重要な文化財です。これじゃ図書コーナーだけしか書いちゃいけないですよ。どのようにされるんですか。

和西社会教育課長 この展示ギャラリーの使い方というのが、まだそこまで深くは煮詰めておりませんが、今、委員さんが言われたところにつきましては、その辺りを含めて検討していきたいというふうに考えております。



河崎平男委員 もう一つ。公民館の2階から更に屋上に上がったところに、当時の埴生支所、埴生公民館の木造のときの半鐘もありますので、これも是非ですね、貴重な郷土資料でありますので展示方よろしくお願ひいたします。これ要望です。

大井淳一郎委員 なかなか質問する機会がなかったんですけど、例の駐車場90台というところで落ち着きました。運動会利用時にはまた変わってくると思うんですが、前質問したときには、例えば今の埴生支所、公民館、これを壊した後、跡地利用の問題なんですが、当時は臨時駐車場にするということなんですが、その方針は変わらないんでしょうか。何か別の方法を考えていらっしゃるのか。この点について。

和西社会教育課長 今時点では、そのときの議論のまま臨時駐車場ということになっておるところです。

大井淳一郎委員 もちろんね、そういう使い方もあろうかと思うんですけども、ああは言うても埴生の中心地ですので、もっと別の使い方も少し考えていただく、例えば消防倉庫とかもありますからね、ちょっとその辺は再度検討すべきではと思うんですが、その点はいかがですか。

江澤教育長 今度その駐車台数ですが、この実際に90台そして大きなイベントとか学校とともにイベントするときは、サブグラウンドにもとめられるわけです。そうしていく中で、これが足りないと、駐車スペースが足りないということになれば、逆にうれしいところなんですが、その辺りでだんだんいろんな状況が、1年経てば分かってくると思います。そこで一番北のところですね、第2駐車場を設けておりますが、若干これもスペースを持っているわけなんです。ですからそういうことも含めて状況がより明確になったときに、また旧公民館の跡地利用というものも、また具体的に考えられるんじゃないかなというふうには思っています。

河野朋子委員長 大体質疑はいいですかね。(「はい」と呼ぶ者あり)また建設委員会

を次回開かれまして、また報告を受けるということでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）またよろしく願いいたします。じゃ埴生の件につきましてはこれで終わります。この給食センターの8項目に係る取組状況を出してほしいというお願いをしておりましたので、これは資料をいただいたということで、よろしいですかね。また読んでいただいて何かあればということで・・・（発言する者あり）あちらはもういいですよ。給食の8項目で何か特にあれば・・・（発言する者あり）済みません。

井上学校教育課課長補佐 対比して28年度の取組状況を書いておきますので、説明してもこれを読むだけで、若干の補足ぐらいしかありませんので、だったらまた次にということでもと思いますが、どうしましょう。（発言する者あり）

河野朋子委員長 対比していただいているので、皆さん読んでいただいて、気になるところがあればまた改めて質問させていただきたいと思いますので。資料として出していただきましてありがとうございます。以上で所管事務調査について終わってよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）済みません、遅くまでありがとうございました。以上で委員会を閉じます。お疲れさまでした。

---

午後3時25分閉会

---

平成28年(2016年)11月9日

総務文教常任委員長 河野朋子